

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告示	〇土地改良区の定款の変更を認可した件	六七
	〇県営土地改良事業計画を定めた件	六七
	〇県営土地改良事業の異種目換地指定の件	六七
	〇人会林野整備計画を認可した件	六七
	〇保安林の指定をする予定である旨通知があった件	六八
	〇臨港地区内における分区分を指定する件の一部を変更する件	六八
公告	〇随意契約の相手方を決定した件二件	六九
	〇行政書士法の規定により処分した件	六〇
	〇一般競争入札を行う件二件	六〇
	〇県営土地改良事業の工事が完了した件	六四

告 示

福島県告示第七百二十八号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、母畑地区土地改良区から平成二十九年十月十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年十一月十日認可した。
 平成二十九年十一月十七日

福島県告示第七百二十九号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、森宿地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 平成二十九年十一月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 縦覧の期間
 - 三 縦覧の場所
- 須賀川市役所

（農村計画課）

福島県告示第七百三十号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、次の土地を県営区画整理事業原町東地区に係る換地計画において非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。
 平成二十九年十一月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 地積（平方メートル）

- 土地の表示
- 南相馬市原町区上渋佐字南谷地六番地一
- 同 市原町区下渋佐字仲西六六番地
- 同 市原町区下渋佐字仲西三七六番地
- 同 市原町区萱浜字愛原一八番地一
- 同 市原町区萱浜字愛原八三番地四
- 同 市原町区萱浜字愛原一〇〇番地一
- 同 市原町区萱浜字愛原一〇〇番地六
- 同 市原町区萱浜字切付一一四番地一
- 同 市原町区萱浜字切付一一五番地一
- 同 市原町区萱浜字切付一一八番地一
- 同 市原町区萱浜字切付一五四番地一
- 同 市原町区萱浜字切付一五六番地
- 同 市原町区萱浜字切付一五七番地
- 同 市原町区萱浜字藏前二四二番地
- 同 市原町区萱浜字藏前二四六番地一
- 同 市原町区萱浜字百目木三番地一
- 同 市原町区萱浜字百目木四番地一
- 同 市原町区萱浜字中切付二番地
- 同 市原町区萱浜字南才ノ上二番地四

同 市原町区萱浜字南才ノ上三三番地一
 同 市原町区萱浜字南才ノ上四一番地
 同 市原町区萱浜字南才ノ上四九番地
 同 市原町区萱浜字南才ノ上五二番地
 同 市原町区萱浜字南才ノ上五六番地
 同 市原町区萱浜字南才ノ上六二番地
 同 市原町区萱浜字南才ノ上七七番地一
 同 市原町区萱浜字南才ノ上七八番地三
 同 市原町区萱浜字南才ノ上八二番地
 同 市原町区萱浜字見谷地八〇番地
 同 市原町区萱浜字見谷地一一〇番地二
 同 市原町区萱浜字見谷地一一一番地二
 同 市原町区萱浜字北迫田一三八番地二
 同 市原町区雫字京塚沢一番地一
 同 市原町区雫字京塚沢八番地
 同 市原町区雫字京塚沢九番地一
 同 市原町区雫字京塚沢二〇番地
 同 市原町区雫字京塚沢二一番地
 同 市原町区雫字京塚沢五〇番地
 同 市原町区雫字京塚沢五二番地

七四七のうち五六八
 九二のうち八九

一一五のうち一〇五

(農地管理課)

福島県告示第七百三十一号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定により、森戸入会林野整備組合長湯田茂から平成二十九年八月二十一日付けで申請のあった滝ノ又山入会林野整備計画を平成二十九年十一月九日認可した。

平成二十九年十一月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 (林業振興課)

福島県告示第七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年十一月十七日

一 保安林予定森林の所在場所

福島県知事 内 堀 雅 雄

南会津郡南会津町八総字番屋丁三三八の五、丁三三八の一三三から丁三三八の一三九まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百三十三号

臨港地区内における分区分を指定する件（平成十七年福島県告示第千二十五号）で小名浜港臨港地区内における分区分として指定されたものうち、商港区（いわき市小名浜字高山に係る部分に限る。）及び工業港区の区域を平成二十九年十一月十七日から次の図のとおり変更する。

なお、「次の図」は省略し、その図面を福島県小名浜港湾建設事務所及びいわき市産業振興部工業・港湾課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 (港 湾 課)

公 告

公告第238号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新及び保守運用業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年11月17日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新及び保守運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部人事総室人事課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年9月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
366,294,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年7月7日
- 8 随意契約とすることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
(人 事 課)

公告第239号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県土砂災害情報システム改修業務（砂防・交付）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年11月17日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県土砂災害情報システム改修業務（砂防・交付） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年8月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
32,184,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当
(土 木 総 務 課)

公告第240号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条の規定により、次のとおり処分した。
平成二十九年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 処分を受けた者

1 氏名 行政書士 遠藤 憲一

2 事務所の名称 遠藤（憲）行政書士事務所

3 事務所の所在地 福島県喜多方市熱塩加納町熱塩字熱塩甲八百十番地

二 処分の年月日 平成二十九年十一月八日

三 処分の内容 平成二十九年十一月二十二日から平成三十年一月二十一日までの二
月の業務の停止四 処分の理由 行政書士法第一条の二第二項、第九条及び第十条の二第一項の規定並
びに行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第二条の十四第一項の規定
に違反したため

（文書法務課）

公告第241号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁東分庁舎ほか15施設の
電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又
は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財
務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の
規定により公告する。

平成29年11月17日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県庁東分庁舎ほか15施設の電気供給業
務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 平成30年3月1日から平成31年2月28日まで
- (4) 供給場所 福島県庁東分庁舎（福島県福島市杉妻町5番75号）ほか15施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要
な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該
当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指
名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしてい
る者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規
定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつ
ては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと
認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者とし
て登録を受けている者であること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年12月6日(水)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部文書管財総室施設管理課
電話024-521-7080
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年12月6日(水)午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、平成29年11月17日(金)から同年12月6日(水)まで(土曜日、日曜日及び同年11月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成29年11月28日(火)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日時 平成29年12月18日(月)午後2時
(2) 場所 福島県庁本庁舎5階正庁(福島県福島市杉妻町2番16号)
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年12月15日(金)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
(1) Nature and quantity of the services to be required : Electricity Supply for use at Fukushima Prefectural East Wing and 15 other facilities 1set

- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m., 18 December 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 15 December 2017
- (4) Contact point for the notice : Facilities Management Division, Archives & Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan
TEL024-521-7080

(施設管理課)

公告第242号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年11月17日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン（県立学校用）Ⅱ 394台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成30年3月30日（金）
 - (4) 納入場所 橘高等学校ほか
 - (5) 最初の契約に係る入札の公告の日 平成29年8月8日（火）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年12月14日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成29年12月14日（木）午後5時まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成29年11月17日（金）から平成29年12月14日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年11月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成29年11月30日（木）午後5時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年11月30日（木）午後2時 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年1月10日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年1月9日（火）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入

札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook Personal Computer (for Prefectural High School) II 394 units
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 10 January 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 9 January 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

公告第二百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、菅波地区に係る梶宮農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（湛水防除事業））の工事は平成二十九年九月二十二日完了したので公告する。

平成二十九年十一月十七日

福島県知事

内

堀 雅 雄

（農村計画課）